

『道頓堀川沿いの屋外広告物調査及び是正指導状況』【令和8年3月31日時点】

1. 調査の目的

- * ミナミには屋外広告物が数多くあるため、中央区ビル火災を踏まえて、屋外広告物が建築基準法及び屋外広告物条例に基づき適法に設置されているかの確認を行うとともに、必要に応じて是正指導を実施

2. 調査対象範囲

- * 屋外広告物の表示面積を緩和（壁面面積1/3→4/5）している『道頓堀川に面する』場所
- * 当該エリアは東西に長く連なっており（堺筋～四つ橋筋）、屋外広告物が相当数あることから、段階的に調査を実施
 - ◆ **第1フェーズ**：『太左衛門橋～御堂筋』区間
 - ◆ **第2フェーズ**：『堺筋～太左衛門橋』区間 及び 『御堂筋～四つ橋筋』区間

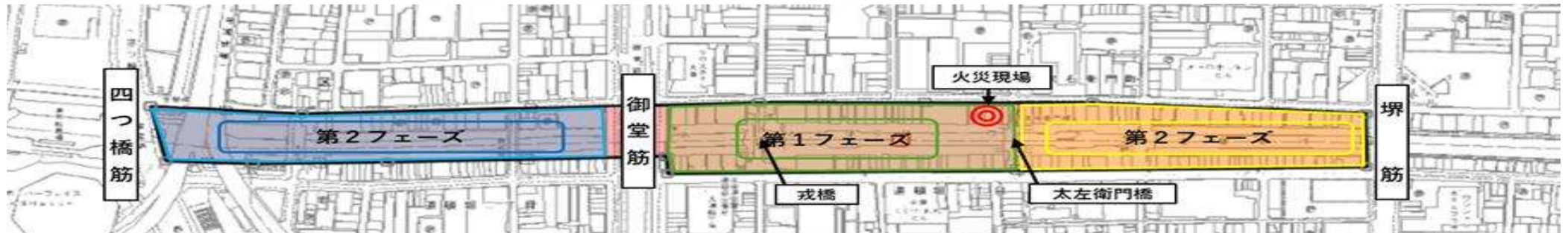
3. 調査実施内容

- (1) 調査対象：エリア内にあるすべての屋外広告物（目視確認し特定）
- (2) 調査項目：以下の通り

所属	観点	調査項目
共通	i 各広告物の <u>問合せ先</u> の確認	・ 広告物許可情報や各広告物表示の連絡先に基づき特定
計画調整局	ii <u>建築基準法への適合性</u>	・ 高さ3m超又は屋上広告物の主要部分の不燃材料使用の有無・件数
		・ 工作物確認が必要な物件（高さ4m超）の有無・件数
建設局	ii <u>屋外広告物条例への適合性</u>	・ 許可・無許可の有無・件数
		・ 無許可物件に対する許可基準の適合性の有無・件数

- (3) 調査方法：確認した問合せ先に対して適合性にかかる調査票を送付
調査票の回答内容により、必要に応じてヒアリング等の追加調査を実施

『道頓堀川沿いの屋外広告物調査及び是正指導状況』【令和8年3月31日時点】



4. 進捗状況【令和8年3月31日時点】

(1) 建築基準法に係る調査及び是正指導状況

①調査対象数 調査票送付数：150件 回答数：130件 回答なし（督促中）：20件

②法第64条（不燃材料で造られているか）の対象及び適合性 (単位：件)

調査票 回答数	法第64条の 対象外	法第64条の 対象	適合数	不適合数 (※1)	是正状況(左欄のうち)		
					是正計画書 提出済(※2)	是正済み	再確認中
130	20	110	30	59	19	4	21

(※1) 是正計画の提出を指導
(※2) 是正計画書には、是正内容（不燃材料への取替や撤去等）及び実施時期を記載

③法第88条（確認申請及び検査済証の有無）の対象及び適合性 (単位：件)

調査票 回答数	法第88条の 対象外	法第88条の 対象	検査済証	
			取得件数	未取得等(※3)
130	52	78	9	69

(※3) 未取得等の広告物設置者等には、法第88条により準用される規定への適合性及び安全性を確認するよう指導

(2) 屋外広告物条例に係る調査及び是正指導状況

(単位：件)

	屋外広告物 件数	対象外	対象	許可状況			回答なし (督促中)
				許可済み	無許可	うち是正済	
合計	423	216	168	77	91	43	39
第1フェーズ	149	53	96	50	46	38	—
第2フェーズ	274	163	72	27	45	5	39